

第 9 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>48万8,000円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>40万8,000円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。</p> <p>2 [略]</p> |

附 則

1～6 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和5年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和5年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和5年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和4年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、な

お従前の例による。

理 由

出産育児一時金の支給額を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。